

JForest 京都森林組合

モリノ コトバ

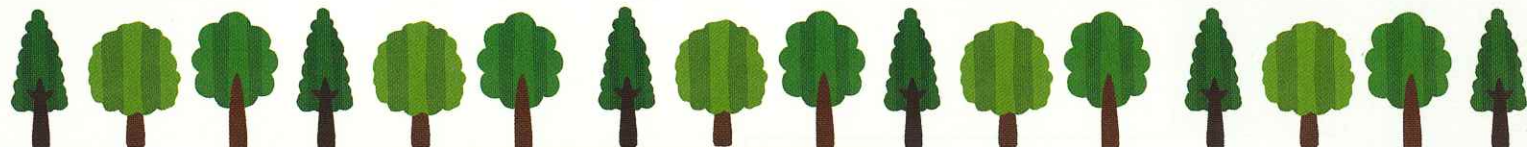
組合だより
2024年8月号

Morino Kotoba



www.miyako-shinrin.com





第41回京都森林組合通常総代会 開催

令和6年6月21日(金)午後10時よりみやこ町中央公民館を会場に、第41回通常総代会を開催しました。

田中組合長の挨拶に続いて、下高屋地区総代の進邦敏氏が議長に選任され議事が進行されました。提案させられた下記議案はすべて原案どおり可決され、引き続き来賓の方々の祝辞を頂戴し閉会しました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告の件
- 第2号議案 令和6年度事業計画の件
- 第3号議案 役員報酬の件
- 第4号議案 令和6年度借入金最高限度額の件
- 第5号議案 余裕金預入先の件
- 第6号議案 定款等の一部変更の件



◎損益計算書

(単位：千円)

科 目			前 年 度	令和5年度実績	令和6年度計画
事業総損益	事業総収益	①	470,126	464,080	498,275
	事業総費用	②	349,278	343,475	370,405
	事業総利益	③ = ① - ②	120,848	120,605	127,870
事業管理費		④	110,238	122,476	116,300
事業利益		⑤ = ③ - ④	10,610	△ 1,871	11,570
事業外損益	事業外収益	⑥	13,160	40,470	600
	事業外費用	⑦	28	419	500
	事業外利益	⑧ = ⑥ - ⑦	13,132	40,051	100
経常利益		⑨ = ⑤ - ⑧	23,742	38,180	11,670
特別損益	特別利益	⑩	19,246	1,394	0
	特別損失	⑪	17,900	900	0
	特別損益	⑫ = ⑩ - ⑪	1,346	494	0
税引き前当期純利益		⑬ = ⑨ + ⑫	25,088	38,180	11,670
法人税・住民税及び事業税		⑭	6,389	11,051	3,500
当期剰余金		⑮ = ⑬ - ⑭	18,699	27,622	8,170
前期繰越剰余金		⑯	3,984	3,830	3,619
当期末処分剰余金		⑰ = ⑮ + ⑯	22,683	31,452	11,789



組合の状況

◎組合員及び出資金

組合員数	2,017人	出資金額	76,701千円
------	--------	------	----------

◎令和5年度貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	
現金	90,071
預金	395,175,442
売掛金	2,593,542
未収金	159,814,592
棚卸資産	889,941
林産棚卸勘定	22,137,056
立替金	203,437
保険積立金	68,016,312
流動資産合計	648,920,393
固定資産	
有形固定資産	44,699,486
無形固定資産	825,000
外部出資金	16,162,000
リサイクル預託金	54,190
長期前払費用	10,119,216
固定資産合計	71,859,892
負債・純資産合計	720,780,285

負債及び純資産の部	
科目	金額
流動負債	
買掛金	1,562,387
未払金	106,896,628
未払消費税	6,539,200
未払法人税等	11,051,400
賞与引当金	7,328,887
出資預り金	945,937
流動負債合計	134,324,439
固定負債	
退職給付引当金	53,660,310
特例業務引当金	9,811,560
固定負債合計	63,471,870
負債合計	197,796,309
純資産	
出資金	76,701,000
法定準備金	105,830,000
任意積立金	279,000,000
機械等更新積立金	30,000,000
当期未処分剰余金	31,452,976
純資産合計	522,983,976
負債・純資産合計	720,780,285

◎令和5年度剰余金処分について

（単位：円）

科目	内訳	小計	合計
I 当期末未処分剰余金			31,452,976
II 剰余金処分数額			
1 法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	6,300,000	
2 任意積立金			
・高性能林業機械等更新積立金		10,000,000	
・事務所建替等積立金		10,000,000	
3 出資配当	払込出資金の2%	1,534,020	27,834,020
III 次期繰越剰余金			3,618,956





大事なお知らせ

相続登記の申請が義務化されます

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になりました。
- ✓ 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられた「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができます。

お問い合わせ先

➔ 制度や手続きの詳細については、**総務省Webサイト**をご覧ください



組合員各種手続きのお願い

京都森林組合では、組合員本人が亡くなられた場合や住所が変更になった場合等には、各種手続きが必要となります。

変更をされていない場合、当組合からのご案内が届かないということがありますので、お早めに変更をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

※各種書類は京都森林組合の事務所でご用意しております。

また、当組合HPでもダウンロードできますのでご活用ください。

京都森林組合HP <https://miyako-shinrin.com/>

